

保護者様

新宿区教育委員会

学校給食の食物アレルギー対応について

日頃から、学校給食の運営にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

新宿区では、食物アレルギーのある児童・生徒に対して、学校給食による事故を未然に防ぎ、安全性を高めるため、下記の内容で給食を実施します。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 対応の方法

- (1) 対応食は、医師から指示のある原因食品を除去した給食の提供を基本とします。代替が可能な場合は、代替食（他の食品に代えた料理）を提供します。
- (2) 対応食は、1料理につき1種類程度とするため、在籍校のアレルギー対応の原因食品をまとめて除去する場合があります。
- (3) 対応食が提供される日は、誤配膳を防止するため、他の児童・生徒と違う色のトレーを使用し、おかわりをしないこととします。
- (4) 牛乳等の飲料は除去対応のみとします。
- (5) 給食室での除去が困難なごく微量の原因食品や成分でもアレルギー反応が出る可能性の高い児童・生徒においては、家庭から弁当をお持ちいただきます。

2 給食費の返金

- (1) 給食1食分が弁当になった場合は1食分の代金を返金します。
- (2) 牛乳等の飲料が除去になった場合は、その代金を返金します。

3 対応の決定基準

- (1) 医師から食物アレルギーと診断され、特定の食物に対して除去の指示があること。
- (2) 医師から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下「管理指導表」という。）が作成され、学校に提出していること。（毎年提出が必要です。）
- (3) 家庭で原因食品の除去療法をしていること。

4 対応の流れ

- (1) 保護者から学校に「アレルギー対応希望調査票」を提出。希望者は「管理指導表」を受け取る。
- (2) 病院に受診し「管理指導表」を作成依頼（有料）。
- (3) 学校に「管理指導表」を提出。
- (4) 学校の対応や緊急時の連絡体制について個別面談を実施。
- (5) 学校から対応内容の決定について保護者に通知。
- (6) 学校給食における食物アレルギー対応を開始。

5 その他

- (1) アレルギー対応は、医師の診断に基づき実施します。原則的に「管理指導表」で原因食品として指示のない食品の除去は行うことができません。診断内容が変更になった場合は、再度「管理指導表」の提出が必要です。
- (2) 各学校の対応内容は、食物アレルギー対応を必要とする児童・生徒の人数、対応が必要な食物の種類、調理施設・設備等の都合により、異なることがあります。